

旭川市新規開業支援利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第12条に基づき、旭川市内（以下「市内」という。）において新たに事業所を設け、新しく事業を始める者の経営の安定及び発展を図り、雇用創出及び設備投資等の経済波及効果による地域経済の活性化を図ることを目的に、新規開業者の事業用資金を対象とする政府系金融機関の融資制度で資金を借り入れた者に対し、その借入れに係る約定利息（以下「利子」という。）について、予算の範囲内で交付する補給金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象融資)

第2条 この要綱による補給金の交付対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、株式会社 日本政策金融公庫が実施する融資制度とする。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補給金の交付を受けることができる者は、対象融資を借り入れた者で、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 居住要件

対象融資を借り入れた時点及び補給金の交付申請時点において、次のア及びイに定めるところによる。

ア 個人事業者にあつては、市内に住民登録及び主たる事業所があること

イ 法人にあつては、市内に法人登記及び主たる事業所があること

(2) 開業要件

対象融資を借り入れた時点で、これから市内で開業する者又は開業後1年未満の者

(3) 業種要件

北海道信用保証協会が定める保証対象業種を営む者

(4) 雇用要件

補給金の交付申請の時点において、生計を一にする家族以外の従業員を1名以上雇用し、雇用保険に加入させている者

(5) 納税要件

補給金の交付申請の時点において、市税の滞納がない者

(6) 企業の範囲

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号の規定に該当するもの。

2 前項の交付対象者で、対象融資を複数口利用している場合は、1企業当たり1口の融資のみ交付対象とする。ただし、当初融資の際に、事業計画等により同日に複数口の融資がなされた場合はこの限りではない。

3 既存企業が、分社により新製品、新技術の開発又は新サービスの提供等をする場合は、分社後1年未満に限り、これを対象とする。

(補給対象期間)

第4条 補給金の交付の対象となる期間は、対象融資の融資日から起算して1年間を超えない日までとする。

(補給金の額)

第5条 補給金の額は、前条に規定する対象期間内の対象融資に係る支払済み利子の3分の2に相当する額とし、次に定める算式等によるものとする。

- (1) 補給申請に属する期間内の支払済み利子の合計 $\times 2 / 3$
- (2) 前号により円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付申請予定の届け出)

第6条 補給金の交付申請を予定する者は、対象融資の借入れの日から原則として1か月以内に、旭川市新規開業支援利子補給交付申請予定届(様式第1号。以下「予定届」という。)を市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の予定届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 金融機関が発行する融資実行伝票等(融資の事実を確認できるもの)の写し
 - (2) 個人事業者にあつては開業届の写し(所管税務署の受付印のあるもの)、法人にあつては履歴事項全部証明書の写し(発行から3か月以内のもの)
 - (3) その他、市長が必要と認めたもの

(交付の申請)

第7条 補給金の交付対象者で当該補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旭川市新規開業支援利子補給金交付申請書兼請求書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)を利子の支払状況証明を受けた(又は利子を支払ったことを確認できるものを添付した)上で、市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 納税証明書(旭川市長が発行する、市税の滞納がないことの証明。発行後1か月以内のもの。写し可。)
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
 - (3) その他、市長が必要と認めたもの
- 3 交付申請の時期は、原則として年2回とする。
 - (1) 1月から6月までの支払済み利子に係るものについては同年7月に、7月から12月までの支払済み利子に係るものは翌年1月に申請するものとし、申請できる期間は、融資を受けた年度の翌年度当初から起算して、補給対象期間で定める年限に1年を加えた期間までとする。
 - (2) 前号の申請時期に合わせて、支払済み利子の全部又は一部をまとめて申請することができるものとする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、申請者から前条第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補給金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補給金の交付決定額、その他決定内容を旭川市新規開業支援利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知し、補助金を支払うものとする。また、補給金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補給金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補給金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第8条による交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補給金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補給金の交付の決定を受けたとき
- (2) 前号の定めのほか、補給金を交付することが不相当であると認められるとき

2 市長は、前項の規定により補給金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定を適用する場合において、申請者が既に補給金の全部又は一部を受領しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(融資実行報告)

第11条 第2条に規定する対象融資を実行した金融機関は、当該融資先のうち旭川市内の新規開業者で第3条第1項に規定する交付対象者に該当する融資先の貸付内容等について、融資実行月の翌月の7日までに、新規開業者向け融資実行報告書(様式第4号)により市長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。